**福岡県事業承継・引継ぎ支援センターＭ＆Ａ専門家規約**

福岡県事業承継・引継ぎ支援センター

**（目的）**

第１条　本規約は、福岡県事業承継・引継ぎ支援センター（以下「センター」という）が本規約に基づき登録した者（以下「Ｍ＆Ａ専門家」という）をサポートすることで、中小企業者等の適正かつ円滑な事業承継を拡充させることを目的とする。

**（定義）**

第２条　本規約において「中小企業者等」とは、中小企業支援法第２条に規定する者をいう。

２　本規約において「サポート」とは、Ｍ＆Ａ専門家による中小企業等に対する事業承継支援（売手企業又は買手企業の両方又はいずれか一方が福岡県内に拠点を有しており、社員承継又は第三者承継の場合に限る）に関して、センターの支援スキームに則りセンターがＭ＆Ａ専門家に対して第３条に定める助言等を行うことをいう。

**（サポート内容）**

第３条　本規約に基づくサポートの具体的な内容は次のとおりとする。ただし、Ｍ＆Ａ専門家の事業承継支援内容が税理士法、弁護士法その他法令に反する業務又はそのおそれのある業務であるとセンターが判断した場合並びにセンターがサポートを不適切と判断した場合は、センターはＭ＆Ａ専門家からのサポート要請を拒否することができる。

1. 譲渡希望企業の概況把握に関するアドバイス
2. 買手企業の紹介(紹介できない場合もある)
3. 全体のプロセス組立に関するアドバイス
4. 企業価値評価等に関するアドバイス
5. 各種契約書に関するアドバイス

 **(Ｍ＆Ａ専門家の登録要件)**

第４条　所属する会社の拠点が福岡県内にある又は福岡県内で事業を行っている場合で次の各号いずれか(以下「登録要件」という)を満たす者は、センターが指定する募集期間内にセンター所定の方式に従って登録の申請をすることができる。ただし,センターが当該申請者について登録要件を満たさないと判断した場合又は諸般の事情を考慮してＭ＆Ａ専門家として登録しないと判断した場合、センターは当該申請者の申請を拒むことができる。

1. センターが実施するＭ＆Ａ養成講座または他の機関が実施した同様の講座を履修したこと(他の機関が行う講座の履修については認定書・修了書・カリキュラムをセンターが確認し判定します)
2. Ｍ＆Ａに関する指導・助言について一定の実績を有していること
3. Ｍ＆Ａに関する指導・助言を業とする企業に正規社員として在籍し、かつ当該業務に相当期間従事していたこと

**(Ｍ＆Ａ専門家の登録期間〉**

第５条　前条に基づくＭ＆Ａ専門家登録の期間は、登録日から登録日の属する年度の3月31日までとする。

２　Ｍ＆Ａ専門家は、登録期間内にセンターから送付(郵送又は電子メール送信による方法)された更新の意向確認に対して、センター所定の方式に則り更新の意思表示をした場合、登録期間を1年間更新することができる。

３　Ｍ＆Ａ専門家に対しセンターから前項の意向確認の連絡がない場合、当該Ｍ＆Ａ専門家の更新の意向にかかわらず、当該Ｍ＆Ａ専門家の登録は当該登録期間の満了をもって終了する。

４　Ｍ＆Ａ専門家は、登録期間内に登録の抹消を希望するときは、センター所定の方式に則り、センターに意思表示をしなければならない。

**(Ｍ＆Ａ専門家の報告義務)**

第６条　Ｍ＆Ａ専門家がセンターのサポートを受けて事業承継支援を行う場合は、センターに対し、速やかに次の報告及び書類の提出を行わなければならない。

1. 企業概況書（写し）の提出
2. アドバイザー契約書（写し）の提出
3. 基本合意書（写し）の提出
4. 譲渡契約書（写し）の提出
5. 進捗状況報告書の提出
6. その他センターが必要と判断した事項の報告又は資料の提出

**（情報の取扱い）**

第７条　センターがＭ＆Ａ専門家から取得した情報(前条に基づく情報及びＭ＆Ａ専門家の登録申請に際して取得した情報を含む（以下「取得情報」という)については、法令その他正当な理由がある場合を除き、センターの事業遂行を目的としたセンター内での利用(個別案件のマッチング、Ｍ＆Ａ専門家紹介等)並びに中小企業庁、九州経済産業局及び中小企業事業引継ぎ支援全国本部に対する開示以外に、Ｍ＆Ａ専門家の承諾なく、利用又はその他の第三者に開示しない。ただし、個人又は企業を特定する事項を削除した取得情報は、センターの事業を遂行する目的でセンターの業務(サポート業務、セミナー等)に利用することができる。

２　前項の規程は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報に該当する情報についても同様とする。

**（Ｍ＆Ａ専門家の責任等）**

第８条　センターは、サポートの内容につきＭ＆Ａ専門家及びＭ＆Ａ専門家が支援した中小企業者等に対して一切の責任を負わず、Ｍ＆Ａ専門家は、サポートの内容にかかわらず、自己の業務及び事業承継支援業務について一切の責任を負う。

２　Ｍ＆Ａ専門家は、希望に応じた時期にセンターによるサポートが受けられなかった場合であっても、当然に、自己の業務及び事業承継支援業務について一切の責任を負う。

３　Ｍ＆Ａ専門家は、センターから受けたサポート内容について、センターが内容について保証している又は責任を負っていると第三者が誤解しないよう努めなければならない。

**（サポートの停止及び登録抹消）**

第９条　センターは、Ｍ＆Ａ専門家が次の各号に該当する場合は、当該専門家に対し個別案件のサポート停止及びＭ＆Ａ専門家登録の抹消をすることができる。

1. Ｍ＆Ａ専門家が行う業務内容、事業承継支援方針が法令その他センターの方針等に反する場合
2. Ｍ＆Ａ専門家が法令違反を行うなど支援者として不適格な者であると判明した場合
3. Ｍ＆Ａ専門家がセンター利用に関して本要領と逸脱した要求をした場合
4. その他Ｍ＆Ａ専門家として不適当であるとセンターが判断した場合

**（規約内容の変更）**

第10条　センターは、Ｍ＆Ａ専門家の事前の承諾を得ずに、本規約の内容を変更することができる。

２　センターは、本規約を変更した場合、電子メールの送信又はＷｅｂ掲載等の方法により、変更した規約をＭ＆Ａ専門家に周知しなければならない。

附則

この規約は令和元年5月１日から施行する。